

(仮訳)

イスラム法に基づく動物のと畜条件について

1 適用の範囲

本連邦基準はイスラム法に基づく動物及び鳥類のと畜に関する一般条件に関するものである。

2 定義

- 2 . 1 DAKAH : 以下のいずれかの方法を用いた宗教的儀式による動物のと畜
 - 2 . 1 . 1 と畜 (Slaughter (dabh)) : 動物の気管、食道及び頸静脈の切断による。本法は羊、牛及び鶏に専ら用いられる。
 - 2 . 1 . 2 殺害 (Slaying (nahr)) : 頸部下方をナイフで刺し、胸部の上部まで切断することにより行われる。本法はもっぱらラクダに用いられる。
 - 2 . 1 . 3 刺殺 (Stabbing (agr)) : 狩猟が合法的な野生動物又はどう猛な家畜のような従順ではない動物に対し致命傷を負わせることにより行われる。
- 2 . 2 死肉 (Carrion) : 自然死により死亡し、形式に則ってと畜されていない動物。本用語はと畜される前の動物の体のあらゆる部位にも用いられる。
- 2 . 3 窒息死した動物 (Strangled animal) : 窒息により死亡した動物。
- 2 . 4 撲殺された動物 (Fatally beaten animal) : 棒又はその他の物により強打され死亡した動物 (鳥類又は狩猟の意図の下に矢又は銃弾により射殺された狩猟対象動物を除く) 。
- 2 . 5 高所からの落下により死亡した動物 (Animal dead through falling from aheight) : 高所からの落下並びに落とし穴又は同様な穴に落下した結果死亡した動物。
- 2 . 6 角で突かれた動物 (Horn-butted animal) : 他の動物の角で突かれた結果死亡した動物。
- 2 . 7 肉食動物により部分的に捕食された動物 (Animal which has been patially devoured by predatory animals) : 肉食動物又は猛禽類により部分的に捕食された動物 (狩猟を除く) 。
- 2 . 8 神以外の者に奉献された動物 (Animal which has been dedicated to any, other than God) : と畜時に偶像又は誤った神格の名称のような神以外の名が念ぜられた動物。
- 2 . 9 大動物 (Big animals) : ラクダ、羊、牛及びヤギ若しくは同等な大きさの動物。

3 条件

- 3.1 と畜される動物の条件
 - 3.1.1 ムスリムにとって食することが非合法である以下のような動物であってはならない：
 - 3.1.1.1 死肉、窒息又は撲殺された動物、高所からの落下により死亡した動物、角で突かれた動物、肉食動物により部分的に捕食された動物及び神以外の者に奉獻された動物
 - 3.1.1.2 豚、犬、家畜の口バ、象及びラバ
 - 3.1.1.3 ライオン、虎及び熊などの肉食獣
 - 3.1.1.4 鷲、鷹といった猛禽類
 - 3.2 と畜及びと畜器具に関する条件
 - 3.2.1 と畜者はムスリム又は Kitabi (ユダヤ教徒又はキリスト教徒) でなければならない
 - 3.2.2 と畜は、Dakah のルールを熟知した分別があり正当なムスリムの監督の下で行われなければならない。
 - 3.2.3 と畜の器具は骨や爪以外の物でできていなければならない。
 - 3.2.4 と畜器具は重さによるのではなく鋭利な刃により切断せきるよう清潔かつ鋭利でなければならない。殺害 (slaying(nahr)) は可能な限り完全に行われなければならない。
 - 3.2.5 自動と畜システムを用いたと畜場における当該システムは、首全体を切断することなく動物の4本の頸静脈のみを切断し、また、首側からでなく、頭部側から行われるように調整されなければならない。
 - 3.2.6 ボルトガン若しくは非穿孔型の打撃等の頭部の打撃又は同様な行為又は二酸化炭素による気絶は認められない。
 - 3.2.7 低電圧の電気スタンニングを頭部のみに用いた場合、宗教的な儀式に則って殺されるように、スタンニング後動物は生存していなければならない。これは、と畜後における動物の動きにより確認できる。と畜前に死亡した動物は死肉 (carriion) とみなされ、拒絶される。また、電気スタンニングは鳥類には認められない。
 - 3.3 と畜方法 (Dakah) に関する条件
 - 3.3.1 (神の名の下に、In the Name of God) と畜されようとする動物に対しては、神の名が念じられなければならない。
 - 3.3.2 宗教的儀式によるイスラム教のと畜 (Dakah) は、2.1 に述べた認められたの方法うちのいずれかにより行われなければならない。
 - 3.3.3 動物のと畜は動物の気管、食道及び頸静脈の切断によって行われなければならない。と畜は後方から「背側に向かって」ではなく、前方から「胸側に向かって」実行されるべきである。
 - 3.3.4 動物の頸部に対しては、放血が停止するまでは切断、骨折又は類似の行為がなされてはならない。

- 3.3.5 動物が死亡するまで、いかなる部位も動物から切断されてはならない。
- 3.3.6 ムスリムが食することが非合法である動物に対して使われた場所や道具によって、と畜及び保存がされてはならない。
- 3.4 調査、認証及び刻印に関する条件
 - 3.4.1 と畜がイスラムの規則に則り実行されたことを証明するため、各ロットの食肉には、GCC 諸国の関係する領事又は認定された代表者により発行されたか、(もし該当する団体があれば) GCC 諸国の関係部局により認定されたイスラムセンター又は機関により認定及び発行された証明書を伴っていないなければならない。
 - 3.4.2 イスラムセンター又は機関の刻印は、不正改ざんできないものであり、刻印に使用するインクは健康に影響がないものでなければならない。
 - 3.4.3 それぞれの枝肉(冷蔵又は冷凍)又は特別な部分肉(special meat cut)の容器には、イスラムセンター又は機関が認定した人物によってと畜が当該センター又は機関による監督の下に実行されたことを示すため、イスラムセンター又は機関の公式刻印が捺されていないなければならない。